

松江市に所在する遺跡に関する連携研究覚書

国立大学法人島根大学法文学部（以下「島根大学」という。）と松江市文化スポーツ部（以下「松江市」という。）は、平成18年3月30日付け締結の「国立大学法人島根大学と松江市の連携協力に関する協定書」第2条（4）に基づき、法文学部山陰研究プロジェクト「学際的研究による古代出雲社会像の再構築」において、松江市に所在する遺跡に関する連携研究を行うものとして、次のとおり覚書を締結する。

（連携研究の対象となる遺跡）

第1条 連携研究の対象となる遺跡は、山代二子塚古墳をはじめとする、松江市に所在する遺跡（以下「遺跡」と言う）とする。

（連携研究の内容）

第2条 遺跡の連携研究の内容については、次の各号のとおりとする。

- （1）島根大学が主体となって実施する遺跡の三次元法を含む測量、レーダ探査、ミュオンラジオグラフィを用いた調査に際して、松江市は当該遺跡の保護・活用の観点から助言ならびに調査実施について協力する。
- （2）調査で得られた所見を可能な範囲内で共有し、島根大学は学術研究の立場から、松江市は当該自治体として保有してきた調査成果にもとづき、積極的な意見交換をおこなう。
- （3）調査成果にもとづき、双方が積極的に研究を推進し、その成果の社会発信に努める。

（プロジェクト担当者）

第3条 プロジェクト担当者は下記のとおりとする。

区分	氏名	所属部署	職名	本連携研究での役割
甲	岩本 崇	国立大学法人島根大学法文学部	准教授	考古学的検討・研究総括
	桜田真理絵	国立大学法人島根大学法文学部	准教授	文献史的検討
	米 康充	国立大学法人島根大学生物資源科学部	准教授	3D計測による解析
乙	永野 智朗	松江市史料・埋蔵文化財課調査企画係	文化財主任主事	市内遺跡の情報提供等
	西村 航希	松江市史料・埋蔵文化財課発掘調査係	文化財主事	山代二子塚古墳の調査成果の提供等

（成果の活用及び利用）

第4条 本連携研究によって得られた成果の活用及び利用については、次の各号のとおりとする。

- （1）島根大学と松江市のそれぞれが独自に実施した調査成果のプライオリティを尊重しながら可能な範囲内で情報を共有し、本連携研究で得られた成果については活用及び利用を積極的におこなう。
- （2）研究成果は、調査報告書、成果図書、講演会、シンポジウム、ウェブ上ならびにSNSでの公開など多様な手段で積極的におこなうものとする。利用の都度、公表の内容や手段については、簡便に情報共有する。
- （3）研究成果を歴史文化にかかわる生涯教育、観光振興や地域振興に積極的に活用する。

（覚書の有効期間）

第5条 覚書の有効期間は、覚書締結日より3年とする。

- 2 島根大学は、前項の期間満了後も従前と同一の条件により継続して連携研究を実施したい場合は、前項の期間が満了する日の1ヶ月前までに松江市に申し出るものとする。
- 3 島根大学及び松江市は、第1項の期間中であっても、1ヶ月前以前に書面により通知し、島根大学と松江市の協議の上、合意が得られた場合は本覚書を終了させることができる。

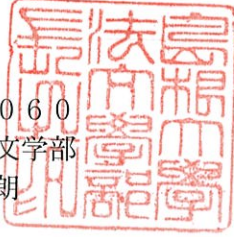
(その他)

第6条 本覚書の変更、記載条項のない事案については、島根大学が主体となって松江市に諮り、調整・協議して別に定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、署名捺印のうえ、各々1通を保管する。

令和8年6月9日

島根県松江市西川津町1060
国立大学法人島根大学法文学部
学部長 浅田 健太朗



島根県松江市末次町86番地
松江市文化スポーツ部
部長 加納 克浩

